

○公営住宅等整備事業対象要綱（平成 17 年 8 月 1 日国住備第 37 号）

（傍線部は改正部分）

新	旧
公営住宅等整備事業対象要綱 平成 17 年 8 月 1 日 国住備第 37 号 住宅局長通知 <u>最終改正 令和 7 年 3 月 31 日国住備第 602 号</u> 第 1 （略） 第 2 用語の定義 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～三 （略） 四 標準主体附帯工事費 標準主体附帯工事費は、以下のイ及びロにより算出した額とする。 イ 標準主体附帯工事費 標準主体附帯工事費は、住宅の戸数に、令和 <u>7</u> 年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について（令和 <u>7</u> 年 <u>3</u> 月 <u>31</u> 日付け国住備第 <u>599</u> 号、国住整第 <u>222</u> 号、国住市第 <u>101</u> 号国土交通事務次官通知。以下「標準建設費等共同通知」という。）別表第 1（以下「別表第 1」という。）その 1 に掲げる 1 戸あたりの主体附帯工事費を乗じて得た額の合計額に標準建設費等共同通知別表第 2 の「加算額」欄に定める額（同表「対象要件」欄に掲げる場合に該当する場合に限る。）を加算した額とする。ただし、当該事業が複数年度にわたる場合で、事業実施当初年度の翌年度以降に実施する事業についての標準建設費等について	公営住宅等整備事業対象要綱 平成 17 年 8 月 1 日 国住備第 37 号 住宅局長通知 <u>最終改正 令和 6 年 3 月 29 日国住備第 462 号</u> 第 1 （略） 第 2 用語の定義 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～三 （略） 四 標準主体附帯工事費 標準主体附帯工事費は、以下のイ及びロにより算出した額とする。 イ 標準主体附帯工事費 標準主体附帯工事費は、住宅の戸数に、令和 <u>6</u> 年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について（令和 <u>6</u> 年 <u>3</u> 月 <u>29</u> 日付け国住備第 <u>459</u> 号、国住整第 <u>123</u> 号、国住市第 <u>87</u> 号国土交通事務次官通知。以下「標準建設費等共同通知」という。）別表第 1（以下「別表第 1」という。）その 1 に掲げる 1 戸あたりの主体附帯工事費を乗じて得た額の合計額に標準建設費等共同通知別表第 2 の「加算額」欄に定める額（同表「対象要件」欄に掲げる場合に該当する場合に限る。）を加算した額とする。ただし、当該事業が複数年度にわたる場合で、事業実施当初年度の翌年度以降に実施する事業についての標準建設費等については、

は、事業実施当初年度の標準建設費等とすることができるものとする。

ロ 標準主体附帯工事費の特例

(1) 1戸当たり平均床面積が1戸当たり標準床面積未満の場合

住宅の構造別ごとの1戸当たり平均床面積が別表第1その1に掲げる1戸当たり標準床面積未満の場合（量産住宅で、1戸当たり平均床面積と1戸当たり標準床面積との差が1戸当たり標準床面積の1パーセント以内の場合を除く。）の標準主体附帯工事費は、同表に掲げる1戸当たり主体附帯工事費に、その1戸当たり平均床面積に44㎡を加えたものを1戸当たり標準床面積に44㎡を加えたもので除した数値を乗じて得た額を1戸当たり主体附帯工事費として、イの規定を適用するものとする。ただし、当該事業主体が建設又は買取りをする他の構造の住宅で、1戸当たり平均床面積が1戸当たり標準床面積を超えるものがある場合においては、次の算式により算出することができるものとする。

$$D = \sum \frac{B_i'}{B_i} \cdot C_i \cdot A_i$$

ただし、 $D > \sum C_i \cdot A_i$ のときは $\sum C_i \cdot A_i$ とする。

D : 主体附帯工事費

B_i : 別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積に44㎡を加えたもの

B_i' : 構造別ごとの1戸当たり平均床面積に44㎡を加えたもの

C_i : 別表第1に掲げる1戸当たり主体附帯工事費

A_i : 構造別ごとの住宅の戸数

(i は、構造別を示す添字である。)

(2) (略)

(3) 北海道において燃料庫を設ける場合

事業実施当初年度の標準建設費等とすることができるものとする。

ロ 標準主体附帯工事費の特例

(1) 1戸当たり平均床面積が1戸当たり標準床面積未満の場合

住宅の構造別ごとの1戸当たり平均床面積が別表第1その1に掲げる1戸当たり標準床面積未満の場合（量産住宅で、1戸当たり平均床面積と1戸当たり標準床面積との差が1戸当たり標準床面積の1パーセント以内の場合を除く。）の標準主体附帯工事費は、同表に掲げる1戸当たり主体附帯工事費に、その1戸当たり平均床面積に44㎡を加えたものを1戸当たり標準床面積に44㎡を加えたもので除した数値を乗じて得た額を1戸当たり主体附帯工事費として、イの規定を適用するものとする。ただし、当該事業主体が建設又は買取りをする他の構造の住宅で、1戸当たり平均床面積が1戸当たり標準床面積を超えるものがある場合においては、次の算式により算出することができるものとする。

$$D = \sum \frac{B_i'}{B_i} \cdot C_i \cdot A_i$$

ただし、 $D > \sum C_i \cdot A_i$ のときは $\sum C_i \cdot A_i$ とする。

D : 標準主体附帯工事費

B_i : 別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積に44㎡を加えたもの

B_i' : 構造別ごとの1戸当たり平均床面積に44㎡を加えたもの

C_i : 別表第1に掲げる1戸当たり主体附帯工事費

A_i : 構造別ごとの住宅の戸数

(i は、構造別を示す添字である。)

(2) (略)

(3) 北海道において燃料庫を設ける場合

北海道において各戸に燃料庫を設ける場合においては、別表第1
その1に掲げる構造別及び地区別ごとの1戸当たり主体附帯工事費
に 447,000 円 (燃料庫の床面積が 3.3 m²未満のときは、447,000 円に
当該燃料庫の床面積を 3.3 m²で除した数値を乗じて得た額) を加え
た額を1戸当たり主体附帯工事費として、イの規定を適用するもの
とする。

この場合において、燃料庫の床面積を控除した別表第1に掲げる
構造別ごとの1戸当たり平均床面積が同表に掲げる構造別及び地区
別ごとの1戸当たり標準床面積未満のときは燃料庫の床面積から当
該1戸当たり平均床面積と1戸当たり標準床面積との差を控除する
ものとする。

五・六 (略)

第3～第13 (略)

附 則 (略)

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

北海道において各戸に燃料庫を設ける場合においては、別表第1
その1に掲げる構造別及び地区別ごとの1戸当たり主体附帯工事費
に 415,000 円 (燃料庫の床面積が 3.3 m²未満のときは、415,000 円に
当該燃料庫の床面積を 3.3 m²で除した数値を乗じて得た額) を加え
た額を1戸当たり主体附帯工事費として、イの規定を適用するもの
とする。

この場合において、燃料庫の床面積を控除した別表第1に掲げる
構造別ごとの1戸当たり平均床面積が同表に掲げる構造別及び地区
別ごとの1戸当たり標準床面積未満のときは燃料庫の床面積から当
該1戸当たり平均床面積と1戸当たり標準床面積との差を控除する
ものとする。

五・六 (略)

第3～第13 (略)

附 則 (略)

(新設)